

環 対 第 2 4 3 号  
令 和 4 年 8 月 2 5 日

経済産業省 資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課長 殿

宮城県環境生活部長



(仮称)菅生太陽光発電事業の FIT 制度上の取扱いについて(照会)

本県の環境行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、(仮称)菅生太陽光発電事業については、現在、環境影響評価法の手続きを行っているところですが、県環境影響評価技術審査会から、当該事業の FIT 制度上の取扱いについて、国に確認するように求められたため、下記6の照会事項についてご教示くださるようお願い申し上げます。

記

1 対象事業

事業名:(仮称)菅生太陽光発電事業  
出力:40,000kW 程度

2 事業実施想定区域

仙台市内:仙台市太白区茂庭字鍋田(FIT 制度上設備 ID 認定取得地, 太陽光パネル1枚設置)  
村田町内:柴田郡村田町大字菅生(系統連系地点, 太陽光パネル約 83,160 枚設置)  
自営線敷設想定ルート:仙台市道(約 3.1km), 県道(約 5.4km), 村田町道(約 2.5km)

3 事業者

住所:東京都港区三田3丁目4番18号 二葉ビル 1002 号  
代表者:菅生太陽光発電合同会社 代表社員 川端茉莉奈

4 事業者の説明

本事業は、仙台市内太白区茂庭において FIT 制度上の設備 ID を 2014(平成 26)年3月 28 日に取得していたが、当初予定の事業区域の大半が「杜の都の風土を守る土地利用調整条例 土地利用方針(平成 30 年4月1日, 仙台市)」により、原則として開発事業の実施が規制された。FIT 制度上、認定を取得した場所と異なる場所で事業を実施する場合には、電線路により接続することが必要であるため、上記の設備 ID を活かすために、区域の大部分を村田町内に変更した。このため、仙台市内の区域と村田町内の区域とを自営線により接続する計画となった。

## 5 県環境影響評価技術審査会において委員から指摘された点

- ・ 仙台市太白区茂庭で太陽光パネル1枚の発電した電気を村田町菅生に送電するために、パネル1枚の発電以上に送電する電力が必要になると想定されるが、そのような状況であっても、国は事業者に対し、変更認定申請を指導するのか。
- ・ FIT 認定時の買取価格の維持のために、11kmの自営線を敷設する計画は、環境影響への負荷が大きくなることは自明であるが、国では本事業計画を問題ないと言っているのか。

## 6 照会事項

仙台市内に太陽光パネル1枚を設置し、自営線により約 11 km離れた村田町内の区域に送電する計画において、下記(1)から(4)の場合、FIT 制度上の変更認定の要件を満たすのか。

- (1) 仙台市内の区域と村田町内の区域が電線路で接続されていない場合
- (2) 仙台市内の区域と村田町内の区域が電線路により物理的に接続されているが、電氣的に接続されていない場合
- (3) 仙台市内の区域と村田町内の区域が電線路により物理的にも電氣的にも接続されているが、高圧送電の変換等に仙台市の区域内で生産される電力以上の電力を消費する場合
- (4) 仙台市内の区域と村田町内の区域が電線路により物理的にも電氣的にも接続されており、発電電力により送電できる場合

## 7 回答希望期日

令和4年9月9日(金)

担 当

環境対策課環境影響評価班 齋藤

T E L 022-211-2667

F A X 022-211-2696

E-Mail kantaie@pref.miyagi.lg.jp